

佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金交付要綱

制定：令和3年（2021年）4月1日 産人第1号
一部改正：令和4年（2022年）3月23日 産人第2954号

（趣旨）

第1条 高卒者採用のために、住居支援制度の新設を行う県内企業を支援することにより、高校生の県内就職を促進するために、知事は、新設した住居支援制度の運用に必要な経費に対し、予算の範囲内において、佐賀県県内企業住居支援促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1)この要綱において「県内企業」とは、佐賀県内に就業場所を有する事業所をいう。
- (2)この要綱において「住居支援制度」とは、社員寮、社宅又は住宅手当などの社員の居住に係る経費負担に対して企業が支援する制度をいう。
- (3)この要綱において「高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する学校等であって同条第4号を除くものをいう。
- (4)この要綱において「新規高卒者等」とは、第3号に掲げる高等学校等を卒業した日の次の4月1日から3年を経過しない者であって、短期大学、高等専門学校、専門学校（専修学校専門課程）を卒業した者を除く。
- (5)この要綱において「通勤圏外」とは、就業地までの距離が概ね20km以上若しくは就業地まで要する時間が概ね30分以上の居住地又は個別の事情により通勤することが困難と知事が認める居住地をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1)県内企業であること。
 - (2)補助事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。
- 2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- (1)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2)暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- (5)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象事業は、住居支援制度を新設し、新たに採用した新規高卒者等に適用するものであって、次の要件を満たすものとする。

- (1)補助事業者において、高等学校等への直近の求人数が、令和2年度までで採用があった直近の年度の新規高卒者等の採用数を超過していること。
- (2)令和3年4月1日以降に住居支援制度を新設又は拡充(社員寮や社宅の増設若しくは住環境の機能向上に資する改築又は住宅手当の増額)し、通勤圏外に居住する新規高卒者等を採用して当該制度を適用していること。
- (3)住居支援制度を適用した新規高卒者等が、県内に居住していること。

(補助対象経費、補助率及び補助対象期間)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助対象期間は、別表のとおりとする。

- 2 消費税及び地方消費税並びに振込手数料は補助対象経費から除く。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。その提出部数は1部とする。

- 2 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到着してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、20日とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2)補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、変更承認申請書(様式第2-1号)を知事に提出して、承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく補助事業に要する経費の配分のうち、各経費区分間の30パーセント以内の金額の変更については、この限りでない。
- (3)補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領(平成27年10月2日付)に基づき、県内企業と契約するように努めること。
- (4)補助事業を中止し、又は廃止する場合には、承認申請書(様式第2-2号)を知事に提出して、承認を受けること。
- (5)補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6)補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、補助金交付申請書を受理したときはこれを審査し、適当と認めるときは当該補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第9条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の実施状況の報告を求め、又は調査することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 知事は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

(1)補助事業の遂行が当初の計画どおり行われていない場合

(2)補助事業に要する経費が5割以上の減額になった場合

(3)この要綱及び規則に違反した場合

(4)不正な申請をした場合

2 前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、交付決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分の補助金に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助事業者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後(補助事業廃止の承認を受けた場合を含む)10日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書(様式第4-1号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業を遂行するために必要であると認めるときは、補助金の全部又は一部

を概算払いにより交付することができる。概算払いにより交付を受ける場合、補助金交付請求書（様式第4 - 2号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業終了後の事業進捗状況の報告又は調査）

第15条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業終了後の状況について報告を求め、又は調査することができる。

（財産の管理及び処分）

第16条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得金額が30万円以上又は効用の増加価格が50万円以上の財産に限る。以下「取得財産」という。）については、取得財産管理台帳（様式第5号）を整え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産を処分しようとするとき又は他の用途に使用し、補助事業の目的外に他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、当該取得財産等の処分等の適否等を補助事業者に回答するものとする。

4 前項の通知により、処分等の承認があった場合において、当該取得財産等の処分等により収入があるときは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表1の規定による耐用年数を経過している場合を除き、知事は、補助事業者のその収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

別表（第5条関係）

経費区分	補助対象経費	補助率	対象期間
事業費	<p>補助対象となる経費は次に掲げる経費とし、(1)から(3)の条件をすべて満たすものとする</p> <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員寮や社宅の新設又は拡充に係る建築・修繕費、委託費、賃借料、水道光熱費 ・住宅手当の支給に係る給与費（手当を増額する場合は、増額に係る経費に限る。） ・その他知事が必要と認める経費 <p>(1)目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費</p> <p>(2)新規高卒者等を採用するために、住宅支援制度の新設及び運用に要する経費で交付決定の日の属する会計年度内に支払いが完了する経費</p> <p>(3)証拠資料によって支払金額が確認できる経費</p>	<p>【補助率】</p> <p>補助対象経費の3分の2以内</p> <p>ただし、住宅支援制度を適用した新規高卒者等1人当たり、月毎に支出する経費にあっては一月当たり15,000円、月毎に支出しない経費にあっては年度当たり180,000円を上限とする。</p>	<p>採用した新規高卒者等毎に、採用した日から起算して2年以内</p> <p>（新規高卒者等の採用後に住居支援制度を新設又は拡充し、採用日等に遡って適用した場合も適用日又は申請年度の4月1日のいずれか遅い日以降の経費を対象とする。）</p>

佐賀県知事 様

郵便番号
住 所
名 称
代表者の職・氏名

佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金交付申請書

佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容

別紙1のとおり

2. 補助事業の開始日及び完了予定日

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3. 補助金交付申請額

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金申請額	金	円

4. 添付書類

- (1) 住居支援制度の内容を証する書類（社内規定等）
- (2) 高等学校等への求人票の写し
- (3) 採用した新規高卒者等の採用前及び採用後の住所を証する書類（住民票の写し等）

【個人情報の取扱いに関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

誓

約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社もしくは共同事業者の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(別紙1)

補助事業計画書

企業名 _____

- 1 新規高卒者等に対する住居支援の内容
社員寮、社宅等の整備 住宅手当の支給 その他 ()
- 2 住居支援制度の新設又は拡充年月日 年 月 日
- 3 高等学校等への直近の求人数 (人)
- 4 令和2年度までの直近で採用した新規高卒者等の数 (人)

5 採用した新規高卒者等

氏名	生年月日	卒業校	採用年月日	制度適用年月日	住 所
					(採用前)
					(採用後)
勤務地住所			採用前住所から勤務地までの距離	採用前住所から勤務地までの時間	通勤圏外からの採用でない場合、適用する理由

採用した者が複数いる場合は、適宜、表を追加すること。

6 補助事業の内容

(1) 月毎に支出する経費の場合

内 容	補助事業に 要する経費 の月額 (税込)	補助対象経費 (税抜)	月額補助金額 = *2/3 (千円未満切捨て) 上限 15,000 円	補助対象 月数	補助金 申請額 *
	円	円	円	月	円
計					

対象となる新規高卒者等が複数の場合は、行を分けて記入すること。(行が足りない場合は適宜行を追加すること)

(2) 年間で支出する経費の場合

内 容	補助事業に 要する経費 の年額 (税込)	補助対象経費 (税抜)	補助金 申請額 *2/3 (千円未満切捨て) 上限 180,000 円
	円	円	円

8 担当者

部署		役職		氏名	
電話番号		F A X 番号		メールアドレス	

佐賀県知事 様

郵便番号
住 所
名 称
代表者の職・氏名

佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金に係る変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項第 2 号の規定により申請します。

記

1 . 変更の理由

2 . 変更の内容

別紙 2 のとおり

3 . 変更後の補助金交付申請額

補助事業に要する経費	(変更前) 金	円
	(変更後) 金	円
補助対象経費	(変更前) 金	円
	(変更後) 金	円
補助金申請額	(変更前) 金	円
	(変更後) 金	円

【個人情報の取扱に関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

(別紙2)

補助事業変更計画書

企業名 _____

1 新規高卒者等に対する住居支援の内容

社員寮、社宅等の整備

住宅手当の支給

その他()

2 住居支援制度の新設又は拡充年月日 年 月 日

3 高等学校等への直近の求人数 (人)

4 令和2年度までの直近で採用した新規高卒者等の数 (人)

5 採用した新規高卒者等

氏名	生年月日	卒業校	採用年月日	制度適用年月日	住所
					(採用前)
					(採用後)
勤務地住所			採用前住所から勤務地までの距離	採用前住所から勤務地までの時間	通勤圏外からの採用でない場合、適用する理由

採用した者が複数いる場合は、適宜、表を追加すること。

6 補助事業の内容

(1) 月毎に支出する経費の場合

内 容	補助事業に 要する経費 の月額 (税込)	補助対象経費 (税抜)	月額補助金額 = *2/3 (千円未満切捨て) 上限 15,000 円	補助対象 月数	補助金 申請額 *
	円	円	円	月	円
計					

対象となる新規高卒者等が複数の場合は、行を分けて記入すること。(行が足りない場合は適宜行を追加すること)

(2) 年間で支出する経費の場合

内 容	補助事業に 要する経費 の年額 (税込)	補助対象経費 (税抜)	補助金 申請額 *2/3 (千円未満切捨て) 上限 180,000 円
	円	円	円

8 担当者

部署		役職		氏名	
電話番号		F A X 番号		メールアドレス	

佐賀県知事 様

郵便番号
住 所
名 称
代表者の職・氏名

佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業に係る事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項第 4 号の規定により申請します。

記

- 1 . 中止（廃止）の理由
- 2 . 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 . 中止（廃止）後の措置

【個人情報の取扱いに関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

佐賀県知事 様

郵便番号
住 所
名 称
代表者の職・氏名

佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業について、下記のとおり実施したので、佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金交付要綱第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果

別紙3のとおり

2 事業完了年月日

年 月 日

3 添付書類

(1) 補助事業に要した経費を証する書類

(2) 要綱第16条第1項の規定による財産を取得した場合は財産管理台帳（様式第5号）の写し

【個人情報の取扱いに関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

(別紙3)

補助事業実績書

企業名 _____

- 1 新規高卒者等に対する住居支援の内容
社員寮、社宅等の整備 住宅手当の支給 その他 ()
- 2 住居支援制度の新設又は拡充年月日 年 月 日
- 3 高等学校等への直近の求人数 (人)
- 4 令和2年度までの直近で採用した新規高卒者等の数 (人)
- 5 採用した新規高卒者等

氏名	生年月日	卒業校	採用年月日	制度適用年月日	住 所
					(採用前)
					(採用後)
勤務地住所			採用前住所から勤務地までの距離	採用前住所から勤務地までの時間	通勤圏外からの採用でない場合、適用する理由

採用した者が複数いる場合は、適宜、表を追加すること。

6 補助事業の内容

(1) 月毎に支出した経費の場合

内 容	補助事業に 要した経費 の月額 (税込)	補助対象経費 (税抜)	月額補助金額 = *2/3 (千円未満切捨て) 上限 15,000 円	補助対象 月数	補助金 申請額 *
	円	円	円	月	円
計					

対象となる新規高卒者等が複数の場合は、行を分けて記入すること。(行が足りない場合は適宜行を追加すること)

(2) 年間で支出した経費の場合

内 容	補助事業に 要した経費 の年額 (税込)	補助対象経費 (税抜)	補助金 申請額 *2/3 (千円未満切捨て) 上限 180,000 円
	円	円	円

8 担当者

部署		役職		氏名	
電話番号		F A X 番号		メールアドレス	

佐賀県知事 様

郵便番号
住 所
名 称
代表者の職・氏名

佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知があった佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により請求します。

記

請求額 金 円

振込銀行名	銀行 (金融機関コード【 4 桁】:) 支店 (支店コード【 3 桁】:)		
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
【フリガナ】 口座名義	【 】		

精算払いにより請求する際の様式である。

【個人情報の取扱に関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

佐賀県知事 様

郵便番号
住 所
名 称
代表者の職・氏名

佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により請求します。

記

請求額 金		円
内訳		
交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込銀行名	銀行 (金融機関コード【 4 桁】:) 支店 (支店コード【 3 桁】:)		
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
【フリガナ】 口座名義	【 】		

概算払いにより請求する際の様式である。

【個人情報の取扱に関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

様式第5号(第16条関係)

取得財産等管理台帳

財産名	規格	数量	単価	金額(税抜)	取得年月日	保管場所	備考

(注)・対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上(税抜)の機械、器具、備品及びその他の財産・数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
 ・取得年月日は、検収年月日を記載のこと。

佐賀県知事 様

郵便番号
住 所
名 称
代表者の職・氏名

財産処分承認申請書

佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金交付要綱第 16 条の規定により申請します。

記

1 . 品目及び取得年月日

品目 :

取得年月日 : 年 月 日

2 . 取得価格及び時価

取得価格 金 円

時 価 金 円

3 . 処分の理由

4 . 処分の方法

5 . 処分財産の写真・図面等 別添のとおり

【個人情報の取扱いに関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県新規高卒者等住居支援促進事業費補助金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。